

那覇市要介護認定進捗確認システムの利用について

令和7年8月

本市では、介護認定における進捗状況の確認を Web 上で行うことができる「那覇市要介護認定進捗確認システム（以下「進捗確認システム」という）」を導入しております。そのため、進捗状況については、進捗確認システムによる確認をお願いします。※事前に利用登録が必要です。

1. 進捗確認システム利用の概要

進捗確認システムの利用は、事前にチャージがんじゅう課認定グループにて利用登録申請が必要です。利用登録申請書提出後、概ね1週間後より進捗確認システムの利用ができます。

利用登録申請を行えるのは、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、介護保険施設等のケアプランの作成を行う事業所に限ります。

病院や申請者個人等は利用登録申請を行うことはできません。

所定の検索番号を用いて、進捗確認システムから開庁時間外においても進捗状況の確認が可能となっており、調査票の提出有無、意見書の提出有無、審査会予定日を確認することができます。

2. 利用の手順

利用登録方法 ※事前の利用登録が必要

- ① 「那覇市要介護認定進捗確認システム利用登録申請書」をチャージがんじゅう課認定グループへ提出。
※窓口にて、申請者の本人確認書類（顔写真のある職員証や介護支援専門員証など本人確認できる身分証＋事業所への所属確認できる名刺等）の提示が必要です。
- ② 同申請書提出後、概ね1週間後より進捗確認システム利用可能となります。
進捗確認システムへのリンク先は、本市ホームページに掲載します。
（本市ホームページにて「認定進捗確認システム」等で検索してください。）
- 利用登録申請は、法人が同じ場合であっても、事業所番号ごとに行ってください。
- 登録できるメールアドレスは1事業所1つのみです。
- 申請後に申請内容に変更が生じた場合には、速やかに変更の手続きを行ってください。
（事業所の廃止等についても同様）
- 同利用登録申請書中の遵守事項をよくご確認の上、申請してください。

進捗確認方法

- ① 進捗確認システムへ利用登録したメールアドレスにてログイン
（本市ホームページにリンク先を掲載します。）
- ② 進捗確認システムへメールアドレス入力後、送信をクリック
- ③ 利用登録したメールアドレスに届いたログイン用URL（メール本文中）をクリック
- ④ 上記④ログイン後の画面より、検索番号を入力し検索
（検索番号については、ログイン後の画面に説明あり）
- 進捗情報は、定期的に更新します。
- 進捗状況の確認が行えるのは、申請日から3ヶ月間です。
（申請から3ヶ月を超えた申請については、検索不可）

3. その他

進捗状況については、進捗確認システムからの確認をお願いします。また、要支援か要介護かの問合せについても原則回答いたしませんので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、病院や申請者個人等、進捗確認システムの利用登録申請ができない方からの問合せには従来通りの対応とします。

【問合せ先】

那覇市福祉部チャージかんじゅう課 認定グループ 電話：098-861-1274